

## 学校給食費無償化・減免実施自治体一覧

無償化（全額補助）を実施しているのは5町村（滑川町・東秩父村・小鹿野町・美里町・神川町）であった。

市町村	減免等の開始時期・概要		
	年	月	
戸田市	H31	4	学校給食費補助金 第3子以降を養育する多子世帯の経済的負担軽減のため、第3子以降の給食費を半額補助する
坂戸市	H28	4	多子世帯学校給食費軽減事業（一定要件を満たした世帯の第3子以降の給食費を全額補助）
越生町	H30	4	多子世帯支援のため、町立小中学校に通う第3子以降の給食費を半額補助
滑川町	H23	4	【完全無償】 町内在住で、町内学校へ就学する児童生徒の給食費無償化、及び町外学校へ就学する児童生徒の給食費の補助
小川町	H27	11	保護者への負担軽減を目的に第3子以降給食費助成
吉見町	H22	4	食物アレルギーにより重篤な状況となる児童生徒が代替食を持参する場合は半額減免
ときがわ町	H30	4	少子化対策として、町立小中学校に同時に3人以上在籍する児童生徒の第3子以降の学校給食費を助成
東秩父村	H25	4	首長公約として、児童生徒1人あたり月額500円補助
	H26	4	首長公約として、軽減措置を拡充 児童生徒1人あたり月額1,000円補助
	H27	4	首長公約として、軽減措置を拡充 児童生徒1人あたり月額2,000円補助
	H28	4	首長公約として、軽減措置を拡充 児童生徒1人あたり月額3,000円補助
	H31	4	【完全無償】 首長公約として、軽減措置を拡充し無償化した
秩父市	H31	4	子育て支援の一環として給食費の一部を補助する 小学校：年額19,000円補助、中学校：年額22,500円補助
横瀬町	H23	4	子育て支援のため、町内在住の小中学校に在籍する2名以上の子どもを持つ家庭に第2子以降の給食費を全額助成
皆野町	H20	4	町立学校（幼稚園を除く）に3名以上の児童又は生徒を就学させる保護者に年少の者2名以外の給食費を免除
長瀨町	H23	4	子育て支援の一環として、学校給食費を減額（要保護、準要保護対象者を除く）
小鹿野町	H21	4	子育て支援政策の一環として、第2子以降の小中学生の給食費を全額補助
	H27	4	【完全無償】 子育て支援拡大のため、町内在住の小中学生の給食費を全額補助
美里町	H26	4	地産地消の推進及び5%から8%への消費税増税による保護者負担の軽減を図るため、児童一人当たり月額200円（11ヵ月）を補助
	H31	4	8%から10%への消費税増税による保護者負担の軽減を図るため、児童一人あたり月額400円（11ヵ月）を補助
	R3	4	【完全無償】 子育て支援の一環として、町内小中学校に通う児童の給食費無償化
神川町	H25	4	第3子以降の学校給食費免除（第1子が18歳に達する年度末まで）
	H31	4	【完全無償】 町内在住で町内の小中学校に在籍する児童生徒の給食費の無償化及び町外の小中学校等に就学する児童生徒の給食費の補助
寄居町	H28	4	子育て支援のため、第3子以降の給食費補助を実施
行田市	H28	4	子育て支援のため、市内小中学校及び県特別支援学校小・中学部に在籍し、市内学校に在籍している第3子以降の児童生徒の給食費の給付
春日部市	R3	4	子育て支援のため、①市内に住所を有し、小・中学校及び義務教育学校に在籍する児童又は生徒を3人以上養育し、かつ、春日部市立学校に在籍する児童生徒を1人以上養育していること②未納がないこと③就学援助等の学校給食費に係る公的扶助を受けていないこと 以上3点の条件に該当し、希望があった場合、納入された3人目以降の給食費相当額を補助
久喜市	H31	4	子育て支援を推進するため、児童生徒を3人以上養育する保護者に対し、3人目以降の学校給食費の全額補助
幸手市	H25	4	子育て支援のため、多子世帯への補助（第2子1/2、第3子以降全額）

（令和3年10月時点）